

東日本製鉄所君津地区 構内の排水溝における水質測定データの協定値超過について  
(原因と再発防止策)

去る10月8日、東日本製鉄所君津地区の構内1ヶ所の排水溝で実施した水質測定にて千葉県、木更津市、君津市および富津市との間で締結している「環境の保全に関する協定」で定められているシアンに係る協定値を超過いたしました（以下、本事案）。本事案に関しましては、近隣住民の皆さま、行政、その他関係者の皆さまにご心配をおかけし、誠に申し訳ございません。

本事案の原因について調査を行いましたので、再発防止策とあわせてお知らせいたします。

### 1. 本事案の概要

- ・製鉄所構内の集塵二次処理排水溝（図参照）において10月8日午前2時に実施した水質測定で、シアン濃度が0.25mg/Lとなり、協定値（ $\leq 0.2$ mg/L）の超過が確認されました。
- ・集塵二次処理排水溝におけるその後の水質測定では、シアンの協定値超過は確認されていません。
- ・なお、集塵二次処理排水溝から構外（海域）につながる#8排水口（図参照）では、シアンの排水基準超過は確認されておりません。

### 2. 本事案の原因

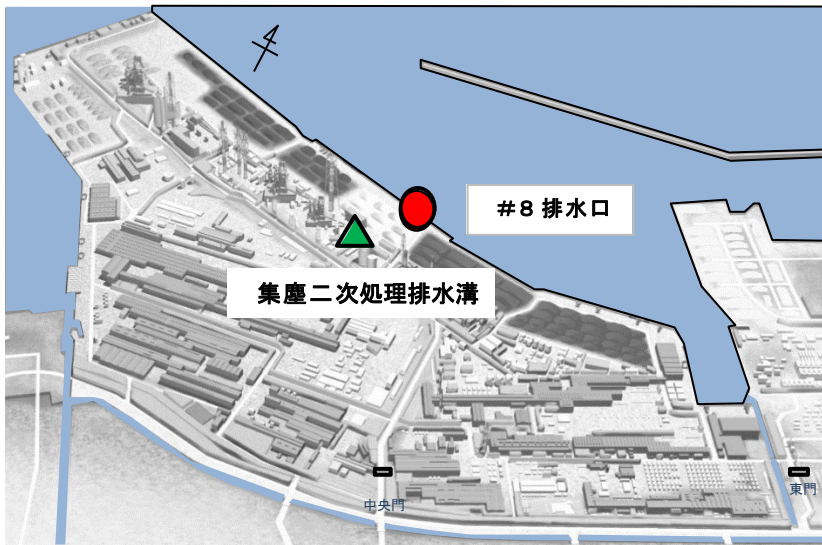
- ・高炉で発生したガスに含まれるダスト等を湿式処理した際に発生する処理水については、シアン除去処理を行っております。本事案発生時も、この処理は正常に行われており、シアン除去処理後のシアン測定値は低位で安定しておりました。しかしながら、シアン除去処理後の窒素を低減する処理設備にて、シアン測定値が上昇し、集塵二次処理排水溝にて協定値を超過いたしました。
- ・この窒素処理設備では、複数の薬液注入を行い酸化・還元処理を実施しますが、処理槽の状態を測定する計器の不具合などにより、薬液量に変化して余剰の薬液が残留したと考えられます。残留した薬液が処理水に含まれるチオシアンと反応することでシアンが再生成され、シアン濃度が上昇したことが、窒素処理設備の下流側に位置する集塵二次処理排水溝において協定値を超過した原因と考えております。

### 3. 本事案の再発防止策

上記の原因を踏まえ、窒素処理設備において薬液を残留させない対策を実施し、排水溝における協定値超過の再発を防止いたします。

- ・測定計器のセンシング部分の定期洗浄頻度の増加など、処理槽の状態を測定する計器の健全性の維持管理強化
- ・シアン濃度上昇の原因となりうる残留薬液量の定期的測定の実施など、窒素処理設備における薬液の管理強化

(図)



以 上

(本件に関する問い合わせ先)

君津地区総務部

TEL : 0439-50-2013

本社総務部広報センター

TEL : 03-6867-2135、2146、3419、2977